

「伊勢市工場立地法に基づく準則を定める条例（案）」におけるパブリックコメント結果について

1 実施の概要

(1) 意見募集方法

公報、市ホームページ、広報いせ、CATV文字放送で周知し、条例（案）の概要をホームページに掲載するとともに、次の場所に供え置き閲覧に供した。

(2) 条例（案）の閲覧場所（20箇所）

- ・産業観光部商工労政課
- ・伊勢市役所（総務課、本館1階市民ホール）
- ・各総合支所生活福祉課(二見、小俣、御園)
- ・各支所（神社、大湊、浜郷、宮本、豊浜、北浜、城田、四郷、沼木）
- ・図書館（伊勢、小俣）
- ・生涯学習センターいせトピア、二見生涯学習センター、いせ市民活動センター

(3) 意見提出の対象者

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内に存する事務所又は事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・本市に対して納税義務を有する方
- ・上記に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有する方

(4) 意見募集の期間

令和元年9月17日（火）から10月16日（水）まで

2 意見募集の結果

意見数 1件【内訳】電子メール1件（1人）

3 意見内容及び市の考え方

No.	寄せられた意見	市の考え
1	<p>伊勢市の地域経済の成長発展を図ることの重要性は理解でき、賛同するところですが、現行の環境施設面積率や緑地面積率はどのようにして決められたのかを先ず説明していただきたいと思います。これは地域の良好な環境を維持し、住民の健康等を保持するために必要な面積を確保するためではないかと推測されます。そうであれば、各面積率を縮小すれば、住民の健康等の保持に影響しないとは考えにくいので、そのことについて明確な根拠を示して説明していただきたいと思います。また、面積率を縮小すれば農地の減少を抑える云々との説明がありますが、農地への工場立地を前提とした議論であり、豊かな自然と美味しい食材に恵まれた、元気で安心して暮らせる市民生活の将来を展望した土地活用を図っていたくよう期待します。</p> <p>今般、煙害防止の見地から条例の改正を検討されていますが、この趣旨にはもろ手を挙げて賛成します。工場立地準則条例と煙害防止条例とでは。市民の健康について矛盾がある施策であると思われてなりません。市民に十分説明いただき、故郷伊勢市が他の範となり、いつまでも住み続けたい「まち」であり続けるよう願うものです。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>現行の環境施設面積率や緑地面積率は、工場立地法の制定当時、敷地利用に創意工夫しているモデル工場や、地方公共団体の緑化条例、外国における緩衝帯の事例を参考とし、国の準則により定められています。</p> <p>しかしながら、その当時と比べ、環境規制の強化や公害防止技術の向上等により、工場が環境に与える影響は低下しています。そのため、本案は、法の趣旨である周辺的生活環境との調和にも配慮しつつ、法が緩和を認めている範囲内で、地域を限定し、環境施設面積率等を緩和するものです。</p> <p>市民の健康等の保持に関しては、単に面積率を緩和するだけでなく、周辺的生活環境への影響にも配慮するため、住宅・学校・病院等の施設が存在する方向に集中的・重点的に環境施設を配置するよう引き続き指導していきます。</p> <p>環境施設面積率等の緩和により、市内工場の転出防止及び競争力強化につながる工場増改築等の再投資の活性化を図り、雇用の創出を促し、税収の確保に努めてまいりますので、ご理解くださるようお願い申し上げます。</p>

4 意見募集結果による条例（案）の修正

なし